

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

2025年5月26日

荏原実業株式会社

荏原実業テクノロジーズ株式会社

2025年5月26日

東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役社長執行役員兼COO 石井 孝

神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目3番12号
荏原実業テクノロジーズ株式会社
代表取締役 豊田 和之

吸収分割に関する事前開示事項

荏原実業株式会社（以下「分割会社」という。）と、分割会社の完全子会社である荏原実業テクノロジーズ株式会社（以下「承継会社」という。）は、2025年5月20日付で両社間において締結した吸収分割契約に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社の計測器・医療本部におけるオゾン関連機器および医療機器に関する事業（ただし、官公庁向け業務の一部を行う部門を除く）を承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項、同第794条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号）

本吸収分割に際し、株式その他の金銭等の対価を交付いたしません。分割会社は、承継会社の株式の全てを保有しているため、株式その他の金銭等の対価を交付しないことは相当であると判断しています。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号および第192条第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第183条第4号および第5号、同第192条第4号および第6号）

（1）分割会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書

類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」または、分割会社の下記のウェブサイトよりご覧いただけます。

<https://www.ejk.co.jp/ir/securities/>

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

（２）承継会社

- ① 最終事業年度に係る計算書類
承継会社は、2025年4月1日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙２のとおりです。
- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．分割会社および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183 条第６号および第192 条第７号）

（１）分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、効力発生日以降における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、効力発生日以降において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、分割会社の収益状況およびキャッシュフロー等に鑑み、効力発生日以降における分割会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

（２）承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の2025年4月1日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、効力発生日以降における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、効力発生日以降において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事

象の発生は現在のところ予想されておられません。

上記を踏まえ、また、承継会社のキャッシュフロー等に鑑み、効力発生日以降における承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183 条第7号及び第192 条第8号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

荏原実業株式会社(以下、「甲」という)と荏原実業テクノロジーズ株式会社(以下、「乙」という)は、第4条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」という)について、以下の通り吸収分割契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日(第3条において定義する)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の計測器・医療本部におけるオゾン関連機器および医療機器に関する事業(ただし、官公庁向け業務の一部を行う部門を除く。以下、「本件対象事業」という)に関して有する、第4条において定義する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(分割当事会社の商号および住所)

本吸収分割の吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は次の通りである。

(1)吸収分割会社(甲)

商号： 荏原実業株式会社

住所： 東京都中央区銀座七丁目14番1号

(2)吸収分割承継会社(乙)

商号： 荏原実業テクノロジーズ株式会社

住所： 神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目3番12号

第3条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下、「効力発生日」という)は、2025年7月1日とする。ただし、本吸収分割手続の進行において必要がある場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条(承継する権利義務)

1. 甲は、本件対象事業に属する別紙「承継権利義務明細」に掲げる資産、債務、契約その他の権利義務を、効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 乙が甲から承継する全ての債務および義務は、重疊的債務引受の方法により承継される。ただし、この場合における両社間の最終的な債務および義務の負担者は乙とし、当該承継される債務および義務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

第5条(分割対価の交付)

乙は、本吸収分割において、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しない。

第6条(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本吸収分割により乙の資本金および準備金の額は、増加しない。

第7条(分割承認決議等)

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。

第8条(競業禁止義務)

甲は、本吸収分割の効力発生後も、乙に対し、本対象事業について競業禁止義務を負わない。

第9条(会社財産の管理等)

本契約締結後、効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の失効および財産の管理をし、本吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議を行うものとする。

第10条(本契約の変更等)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本吸収分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその正本を、乙がその写しを保管する。

2025年5月20日

甲： 東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役社長執行役員兼 COO 石井 孝



乙： 神奈川県川崎市麻生区栗木二丁目3番12号
荏原実業テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 豊田 和之



承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本件対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、甲および乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産等の流動資産。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件対象事業に属する、別紙に定める建物、土地。

本件対象事業に属する構築物、機械装置、備品等の有形固定資産。

② 無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェア、長期前払費用等の無形固定資産。

2. 債務

(1) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約。ただし、甲および乙が協議のうえ別途合意する者を除く。

(2) その他の契約

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に関する契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した権利義務。ただし、分割等による契約上の地位および権利義務の移転が認められないものについては、効力発生日の前日までに本分割による契約上の地位および権利義務の移転について契約の相手方から許諾を得ることを条件とする。

(3) 知的財産権

甲が保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他の知的財産権のうち、甲および乙が協議のうえ別途合意するもの。

4. 本事業への帰属が明確でない権利義務がある場合には、甲乙協議のうえ適切に処理する。

以上

貸借対照表
(2025年4月1日現在)

荏原実業テクノロジーズ株式会社 (単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	100,000,000	流動負債	0
現金及び預金	100,000,000		
固定資産	0	固定負債	0
有形固定資産	0		
		負債合計	0
無形固定資産	0		
		純資産の部	
投資その他資産	0	資本金	50,000,000
		資本準備金	50,000,000
		利益剰余金	0
		利益準備金	0
		繰越利益剰余金	0
		純資産合計	100,000,000
資産合計	100,000,000	負債・純資産合計	100,000,000